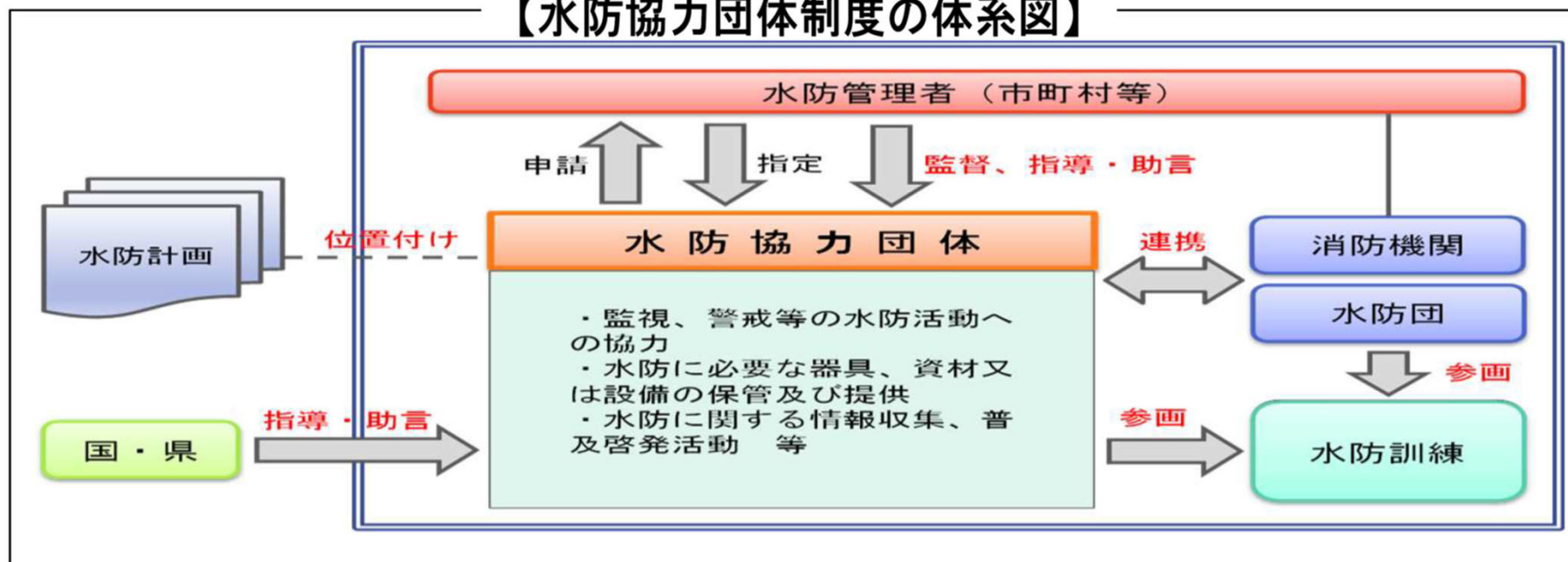


水防協力団体の募集について

国土交通省 九州地方整備局 水災害予報センター

- 水防協力団体制度は、地域の水防力を強化するため、水防団等が行う水防活動と連携して、平常時の水防に関する普及啓発活動、災害時の巡視、土のう運搬等の後方支援などを行うことができるよう平成17年に制度化されたものです。
- 対象となる団体はNPO、一般社団法人、一般財団法人、民間法人、自治会、ボランティア団体等です。
- 申請を受け水防管理者（市町村等）が指定します。 ※募集は水防管理者が通年行っています。

【水防協力団体制度の体系図】



国土交通省では、その取組をさらに支援・強化するため、募集を行っております。
今年度の集中募集期間は終了しましたが、今後も同様の取組みを行う予定です。₁

消防団員・水防団員確保のためのPR、地域防災力（水防力）の向上、多様な主体との連携による「地域づくり」につながることが期待されます。

水防に関する啓発等の協力

- ・水防に関する知識の普及、啓発、イメージアップ
- ・水防に関する情報収集、提供



商業施設による水防に関する啓発の協力
(民間企業)



水防活動への協力

- ・水防に必要な資機材の保管、提供
- ・水防上必要な監視、警戒



水防資機材の保管、提供

■ 報道発表資料(令和5年12月8日:水管理・国土保全局河川環境課)



Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和5年12月8日
水管理・国土保全局河川環境課

「水防協力団体」として地域に貢献する企業等を募集しています！
～水防団等が行う水防活動の後方支援やPR等のサポートをお願いします！～

全国各地で豪雨災害が激甚化・頻発化しており、地域の安全を確保するために水防団等が行う水防活動は、その重要性を増しています。
一方、水防活動を行う水防団員等の減少や高齢化が全国的に進んでおり、地域防災力の低下が懸念されています。
そのため、水防団等が行う水防活動を支援・サポートする「水防協力団体」を、水防管理者（市町村長）が通年で募集しているところです。
その取組をさらに支援・強化するため、国土交通省が募集に協力を行うものです。

1. 水防協力団体制度とは

- 水防管理者（市町村長）が、水防団が行う水防活動を支援・サポートする企業・団体等を「水防協力団体」として指定するものです
(水防協力団体制度とは→ <https://zensuikan.jp/14kakuho/dantai/001.html>)

2. 水防協力団体としての主な活動内容

- 水防活動に関する普及啓発やイメージアップ等の広報活動
- 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供等の協力 など。

3. 応募方法

- 指定を希望する企業・団体におかれましては、別紙「水防協力団体応募票（兼 相談票）」に必要事項を記載の上、下記アドレスまでお送り下さい。
提出先：hqt-suibou2■ki.mlit.go.jp
(※スパムメール防止のため、メール送信時に■を@に置き換えてください。)
- まずは、水防協力団体についてのお問い合わせだけでもかまいません。

4. 集中募集期間

- 令和5年12月8日(金)～令和5年12月22日(金)
※なお、水防協力団体の募集は、水防管理者において、通年でを行っています。

5. 問い合わせ先

水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室 金子、関澤
TEL：03-5253-8111（内線 35-452 又は 35-455）
（夜間直通）03-5253-8460

別紙

水防協力団体 応募票（兼 相談票）

1. 企業・団体名等

企業・団体等名称	
担当者氏名	氏 名：
及び連絡先	住所等：
	電話番号：
	メールアドレス：

2. ご協力いただけるエリア（市町村・地域）

水防協力団体として、どの市町村・地域でご協力をいただけるか教えてください。

都道府県名	市町村・地域名

※できるだけ具体的にご記入ください。

3. ご協力いただける具体的な内容について

あくまで「予定」や「ご意向」のレベルで構いませんので、具体的に教えてください。

※現在、実際に水防協力団体にご協力いただいている内容の例

- 水防活動や水防団員募集に関する、ポスターやパンフレットを設置
- 水防訓練への参加
- ドローンによる広報用写真撮影 等